

定 款

富 士 興 産 株 式 会 社

改正	昭和44年 5月26日	昭和46年11月29日	昭和47年11月29日	昭和48年11月29日
	昭和54年 6月29日	昭和56年 6月29日	昭和57年 6月29日	昭和61年 6月27日
	昭和63年 6月29日	平成 3年 6月27日	平成 6年 6月29日	平成 8年 6月27日
	平成14年 6月27日	平成15年 6月27日	平成16年 2月26日	平成18年 6月29日
	平成20年 6月27日	平成21年 6月26日	平成22年 1月 6日	平成23年 6月29日
	平成24年 6月28日	平成24年12月21日	平成27年 6月26日	平成27年 9月14日
	平成28年 6月29日	令和元年 6月27日	令和 4年 6月29日	

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は富士興産株式会社（英文では FUJ I KOSAN COMPANY, LTD. と表示する。）と称する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 石油類および石炭等の石油代替エネルギーならびにそれらの混合物および副産物の精製加工、貯蔵、売買、輸出入ならびに保管
- (2) 動植物油の混合、加工および売買
- (3) 溶剤の売買
- (4) 石油類および石炭等の重量物の計量に関する業務
- (5) 石油化学製品その他化成品類の販売
- (6) 液化石油ガス、液化天然ガスなどの高圧ガスの貯蔵、売買
- (7) 建材ならびに舗装用材の販売
- (8) 燃料電池、太陽電池、蓄電装置、コージェネレーション・システムその他の分散型エネルギー・システムの販売
- (9) 環境・省エネルギー機器の販売
- (10) 不動産その他設備・施設の賃貸借、売買および管理業務
- (11) 動力機械、建設機械、運搬機械、各種工作機械、土木建築用資機材、土木建築用架設資材、自動車その他各種車輛およびこれらの部品の販売ならびにリース・レンタル業務
- (12) 自動車その他各種車輛の分解、修理および整備ならびに自動車定期点検業務
- (13) 各種燃焼機器ならびに電気器具その他一般雑貨の販売
- (14) 再生可能エネルギーを利用した発電および排熱利用設備の管理、運営ならびに電力・熱の販売
- (15) 有機性資源を原料としたエネルギーおよびその副産物の製造、販売ならびにそれらの設備の管理、運営
- (16) 資源リサイクル事業、土壌環境浄化事業および廃棄物処理業
- (17) 貨物自動車運送事業

- (18) 古物の売買
- (19) 温室効果ガス排出権の取引に関する事業
- (20) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 執行役員
- (3) 監査等委員会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3千万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は取締役会の決議によって社長がこれを招集しその議長となる。ただし、社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備置き、その謄本を5年間支店に備置く。

第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員

(取締役の定員)

第19条 当社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）15名以内を置く。

2. 当社に監査等委員である取締役4名以内を置く。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 第1項の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長、社長、副社長各1名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集しその議長となる。ただし、社長が欠員のときまたは社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集の通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録または前条の意思表示を記載した書類は、10年間本店に備置く。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(相談役および顧問)

第31条 取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。

(執行役員および役付執行役員)

第32条 当社の執行役員は、取締役会の決議によってこれを選任する。

2. 当社は、取締役会の決議によって、社長執行役員1名を選定し、また、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員若干名を選定することができる。

(執行役員規程)

第33条 執行役員の責務その他の事項に関しては、取締役会の決議によって定める執行役員規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第35条 監査等委員会の招集の通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要のある場合はこの期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第38条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を支払う。

(中間配当金)

第39条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。

(附則)

1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。